



新型コロナウイルス感染症に関連する給付金のお知らせ



特 別 定 額 給 付 金

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、家計を支援する国の給付金です。

給付対象者

- 令和2年4月27日現在で南越前町の住民基本台帳に登録されている方

給付対象となる世帯には、役場から5月11日(月)に申請書と返信用封筒を郵送しています。

申請書が届いていない場合または届いた申請書の記載内容に疑問がある場合など、ご不明な点は総務課にお問合せください。

給付額

- 世帯構成員一人当たり 100,000 円

受付期間

8月11日(火)まで

給付の方法

原則として、金融機関口座への振込みです。

申請の方法

原則として、世帯主の方が申請者として申請し受給することになります。また、感染拡大防止のため役場への持参はなるべく避けて『郵送申請』または『オンライン申請』をお願いします。『オンライン申請』は、町ホームページのリンクからアクセスしてください。

振込みの時期

申請をいただいた方に対し、下記の日に振込みを予定しています。

5月29日(金) 6月15日(月) 6月29日(月)
7月15日(水) 7月29日(水) 8月14日(金)
8月28日(金)

振込みの通知はお送りしませんので、ご自身で口座への入金を確認してください。

■問合せ 総務課 ☎ 0778-47-8000

令和2年度子育て世帯への

臨 時 特 別 給 付 金

子育て世帯の生活を支援する国の給付金です。

給付対象者

- 令和2年4月分(3月分を含む。)の児童手当を受給している方

※特例給付(児童一人当たり5,000円)の支給を受ける方は対象となりません。

給付対象となる方には、役場から通知をお送りしています。(公務員を除く。)給付対象者であるのに通知が届いていない場合は、町民税務課までお問合せください。

給付額

対象児童一人当たり 10,000 円

給付の方法

児童手当受給口座へ振込みます。(基本的に手続きは不要です。)

受給者が公務員の場合は、所属庁から配布される申請書を町民税務課に提出してください。
(提出期限：10月30日(金))

■問合せ 町民税務課 ☎ 0778-47-8015

子 育 て 支 援 特 別 給 付 金

町では、子育て世帯の生活を支援するために、給付金を支給します。

給付対象者

- 平成14年4月2日以降に出生し、令和2年4月27日現在で南越前町の住民基本台帳に登録されている児童を養育している方

給付対象となる方には、役場から通知をお送りしています。給付対象者であるのに通知が届いていない場合は、保健福祉課までお問合せください。

給付額

対象児童一人当たり 30,000 円

給付の方法

児童手当受給対象者が世帯内にいる場合は、児童手当受給口座へ振込みます。(基本的に手続きは不要です。)

児童手当受給対象者が世帯内にいない場合および受給者が公務員の場合は、「南越前町子育て支援特別給付金確認書」を保健福祉課、今庄事務所または河野事務所に提出してください。
(提出期限：5月29日(金))

■問合せ 保健福祉課 ☎ 0778-47-8007

各給付金の詳細については、町ホームページをご覧ください。
(<http://www.town.minamiechizen.lg.jp/>)